



函館公共職業安定所発表
令和3年1月19日

担 当	函館公共職業安定所		
	所 長	杉本	秀司
	雇用開発部長	杉村	雅通
	電話	(0138) 88-1317	

令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果

函館公共職業安定所（所長 杉本 秀司）では、このほど、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和2年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ① 65歳までの雇用確保措置のある企業は100.0%
- ② 65歳定年企業は25.2%（対前年1.2ポイント増加）

II 66歳以上働ける企業の状況

- ① 66歳以上働ける制度のある企業は39.7%（対前年3.9ポイント増加）
- ② 70歳以上働ける制度のある企業は38.2%（対前年3.7ポイント増加）
- ③ 定年制廃止企業は7.5%（対前年0.2ポイント減少）

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した管内の従業員31人以上の企業456社の状況をまとめたものです。

今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

なお、集計結果の主なポイントは次ページをご参照ください。

1 管内における高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況(表1)

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は100.0%(対前年変動なし)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.0%(対前年変動なし)となっている。

(2) 雇用確保措置の内訳(表2)

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は7.5%(対前年0.2ポイント減少)となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は27.6%(対前年2.1ポイント増加)となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は64.9%(対前年1.9ポイント減少)となっている。

(3) 継続雇用確保措置のある企業の状況(表3)

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は75.3%(対前年0.4ポイント減少)となっている。
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)の割合は24.7%(対前年0.4ポイント増加)となっている。

2 65歳定年企業の状況

定年を65歳とする企業の割合は25.2%(対前年1.2ポイント増加)となっている。(表4)

3 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の割合は39.7%(対前年3.9ポイント増加)となっている。(表5)

(2) 70歳以上働ける制度のある企業の割合は38.2%(対前年3.7ポイント増加)となっている。(表6)

4 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける企業の割合は18.6%(対前年1.5ポイント増加)となっている。(表5)

高齢者雇用確保措置の実施状況等

函館

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	456 (455)	0 (0)	456 (455)
	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	100.0% (100.0%)
51人以上	276 (277)	0 (0)	276 (277)
	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

(参考：北海道)

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	6,253 (6,173)	7 (12)	6,260 (6,185)
	99.9% (99.8%)	0.1% (0.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上	4,060 (4,018)	1 (6)	4,061 (4,024)
	100.0% (99.9%)	0.0% (0.1%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
企業数	34 (35)	126 (116)	296 (304)	456 (455)
	7.5% (7.7%)	27.6% (25.5%)	64.9% (66.8%)	100.0% (100.0%)
51人以上	14 (19)	66 (63)	196 (195)	276 (277)
	5.1% (6.9%)	23.9% (22.7%)	71.0% (70.4%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員65歳以上の継続雇用制度	②基準該当者65歳以上の継続雇用制度(経過措置適用企業)	合計(①+②)
企業数	223 (230)	73 (74)	296 (304)
	75.3% (75.7%)	24.7% (24.3%)	100.0% (100.0%)
51人以上	138 (136)	58 (59)	196 (195)
	70.4% (69.7%)	29.6% (30.3%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※「合計」は表2の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	①定年制の廃止	②65歳以上定年			合計(①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66~69歳	70歳以上		
企業数	34 (35)	115 (109)	4 (1)	7 (6)	160 (151)	456 (455)
	7.5% (7.7%)	25.2% (24.0%)	0.9% (0.2%)	1.5% (1.3%)	35.1% (33.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上	14 (19)	62 (59)	1 (1)	3 (3)	80 (82)	276 (277)
	5.1% (6.9%)	22.5% (21.3%)	0.4% (0.4%)	1.1% (1.1%)	29.0% (29.6%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※②「65歳以上定年」は表2の「②定年の引上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表5 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年制の 廃止	②66歳以上 定年	③希望者全員 66歳以上	④基準該当者 66歳以上	⑤その他の 制度で66歳 以上まで雇用	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企 業
企業数	34	11	40	50	46	85	135	181	456
	(35)	(7)	(36)	(46)	(39)	(78)	(124)	(163)	(455)
	7.5%	2.4%	8.8%	11.0%	10.1%	18.6%	29.6%	39.7%	100.0%
	(7.7%)	(1.5%)	(7.9%)	(10.1%)	(8.6%)	(17.1%)	(27.3%)	(35.8%)	(100.0%)
51人 以上	14	4	22	29	28	40	69	97	276
	(19)	(4)	(23)	(25)	(24)	(46)	(71)	(95)	(277)
	5.1%	1.4%	8.0%	10.5%	10.1%	14.5%	25.0%	35.1%	100.0%
	(6.9%)	(1.4%)	(8.3%)	(9.0%)	(8.7%)	(16.6%)	(25.6%)	(34.3%)	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※本表は、「高齢者雇用状況報告書」における「70歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況」に関する項目が、前年度から「66歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)の状況」に変更されたことにより、前年度から新たに集計したものを除く。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 70歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年制の 廃止	②70歳以上 定年	③希望者全員 70歳以上	④基準該当者 70歳以上	⑤その他の 制度で70歳 以上まで雇用	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企 業
企業数	34	7	40	48	45	81	129	174	456
	(35)	(6)	(35)	(44)	(37)	(76)	(120)	(157)	(455)
	7.5%	1.5%	8.8%	10.5%	9.9%	17.8%	28.3%	38.2%	100.0%
	(7.7%)	(1.3%)	(7.7%)	(9.7%)	(8.1%)	(16.7%)	(26.4%)	(34.5%)	(100.0%)
51人 以上	14	3	21	29	27	38	67	94	276
	(19)	(3)	(22)	(25)	(22)	(44)	(69)	(91)	(277)
	5.1%	1.1%	7.6%	10.5%	9.8%	13.8%	24.3%	34.1%	100.0%
	(6.9%)	(1.1%)	(7.9%)	(9.0%)	(7.9%)	(15.9%)	(24.9%)	(32.9%)	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

(参考) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	①定年制の 廃止	②65歳以上 定年	③希望者全員65歳 以上の 継続雇用制度	合計 (①+②+③)	報告した全ての企 業
企業数	34	126	223	383	456
	(35)	(116)	(230)	(381)	(455)
	7.5%	27.6%	48.9%	84.0%	100.0%
	(7.7%)	(25.5%)	(50.5%)	(83.7%)	(100.0%)
51人 以上	14	66	138	218	276
	(19)	(63)	(136)	(218)	(277)
	5.1%	23.9%	50.0%	79.0%	100.0%
	(6.9%)	(22.7%)	(49.1%)	(78.7%)	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

令和3年4月1日から

70歳までの就業機会の確保のための 高年齢者雇用安定法が改正されます！

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮し活躍できるよう、環境整備を図ることを目的として「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

今回の改正は、70歳までの就業機会の確保について事業主が講ずべき措置（努力義務）などを内容としています。

改正のポイント～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

くわしくは北海道労働局またはお近くのハローワークにお問い合わせください。

